

2007年4月5日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

東京都渋谷区桜丘町1-7-6
株式会社 法学館
代表取締役 西 肇



回 答 書

2007年3月2日付けの貴団体からの「申入書」に付き下記のとおり回答いたします。

記

弊社は、生徒からの申込み後において①講座開講前であれば事由の如何を問わず、無制限に講座解約を認め申込金を返還していること、②講座が開講し受講途中であっても疾病等の正当事由があれば申込金の返還を認めており、また正当事由の存否についても実際の運用上は緩和して判断していることから、弊社の規約は消費者契約法に違反していません。

以上のとおり、ご回答いたします。

以上